国民健康保険

介護予防

月から町の各種 診を実施しま す

り 健康 の

一町の健診で自分の身体の状態 をチェックしてみませんか

たくさんの「メリット」がありま 変化を確認できるなど、健診には 受診することで自分の健康状態の とができる大切な機会です。毎年 できない身体の状態を確認するこ 健診は、自分では気付くことの

対象者

診を実施します。 祉センターで、特定健診、若者健 町では、7月から町総合保健福 後期高齢者健診などの各種健

健診内容

8 0 0 円 個人負担金

険者の受診費用を町が一部負担し 保険者と後期高齢者医療保険被保 個人負担も少なくて済む町の健 町の健診では、国民健康保険被

診をぜひご利用ください。

なります。

も実施しますが、

診察など 血圧測定、 体格検査、

一町が実施する健診について

)特定健診・若者健診

実施期間

7 月 6 日 (土) ~7月12日

対象者

本町の国民健康保険に加入して いる20~74歳までの人

個人負担金 1, 0 0 0 円

健診内容

後期高齢者健診

診察など 血圧測定、 体格検査、

実施期間 8 月 16 日 (金) ~8月18 \exists (E)

がある65歳以上の後期高齢者医 療被保険者 75歳以上の人および一定の障害

※各種健診と併せて「がん検診 より対象年齢と個人負担金が異 心電図検査、 血液検査、 検査の種類に 尿検査、 医師の

金

III 096-235-8711

回 096-234-1113(内線 106)

はつらつリハビリ教室 に参加 せんか ま



教室に参加して自身の体を改善しましょう

町総合保健福祉センタ・

医師の

心電図検査、

血液検査、

尿検査

※基本チェックリストとは、

介護

予防の支援が必要かどうかを調

(全国統

基本チェックリスト該当者

はつらつリハビリ教室を開

催

ている方

要支援1・2の介護認定を受け

しています

最近、 開催しています。この教室は、 う方などにおすすめの教室です。 を改善するために開催しています。 ならないように、自身の体の状態 み慣れた地域でいきいきと自分ら 室』(通所型サービスC事業) しい暮らしを続け、要介護状態に 町では、『はつらつリハビリ教 足腰が弱くなってきたとい を 住

定員

式)のことです。 べるための質問票

定員30名

随時受付中

申し込み期間または期限

開催日時 毎週水曜日

町総合保健福祉センター「 会場・場所 午前9時30分~ 時 30

対象者 内多目的ホール

65歳以上の方で

ることの講義、

指導も月に1回

リハビリテーション専門職が、 や体操などの指導を行います。 口腔に関することや栄養に関す 自宅でできる筋力トレーニング

教室へは16回参加していただ 特記事項 き、教室卒業となりますが、自 学べるため、 宅でできるトレーニングなどを 行います。 参加者に好評です。

難な方は、送迎もあります。 などについては、町総合保健福祉セ ンターまで、お問い合わせください。 お申込み・お問い合わせ先 教室への参加申込みや詳しい内容

町総合保健福祉センター **III** 096-235-8711

交通手段がない方または来所困

災害義援金

課税世帯へ新たに 義援金を配分しま

す

くは住民生活課へお尋ねください 詳し

||平成30年度住民税非課税世帯へ 新たに義援金を配分

援金の配分を決定しました。 税非課税世帯を対象に、新たな義 県義援金配分委員会では、住民

新たな配分の対象

金の配分対象となります。 が非課税である世帯が新たな義援 た世帯のうち、平成30年度住民税 生活再建支援金の支給を受けられ 世帯または解体世帯として被災者 受けた住家が「全壊」「大規模半 壊」「半壊」の判定を受けている 平成28年熊本地震により被害を

帯は除く)は対象となりません。 齢者または障がい者が含まれる世 親族等のみで構成される世帯(高 ただし、住民税課税世帯の扶養

いる場合でも新たに申請が必要です。 れまでの義援金配分の申請が済んで 申請期限

受付場所

日曜日および祝日を除く

令和2年3月31日(火)

収

重

町住民生活課窓口

※申請に必要なものなどの詳細は お問い合わせください。

お問い合わせ先 町住民生活課

※配分の対象となる世帯は、 ※扶養親族等とは、 証明書上での世帯をいいます。 白色事業専従者をいいます。 養親族、青色事業専従者および 者特別控除における配偶者、 定による控除対象配偶者、配偶 地方税法の規 り災 扶

新たな配分基準額

20 万 円 被害を受けた住家が「全壊」判 定を受けた世帯または解体世帯

10 万 円 被害を受けた住家が「大規模半 壊」「半壊」判定を受けた世帯

申請受付について

対象世帯は、申請が必要です。こ

主

回

変

III 096-234-11

み

ごが

源

目

の

部

資源ごみ

資源ごみの回収品目が一部変更 になりました

乳パックに限って回収していまし

減量化に取り組んでいます。 を細分類化することにより、 町では、一般家庭から出るごみ

目において次の通り変更になりま 平成31年4月から一部の回収品

NTT電話帳

収を行っています。 4月より「本・雑誌」として回

他の本や雑誌などと一緒にひもで されている場合は、袋から出して 結束して出してください。 ビニール袋などで電話帳が包装

これまでは500%以以上の牛

ごみ ク類」として回収の対象となりま 飲料水・酒類)であれば「紙パッ 紙パック(牛乳・ジュース・清涼 たが、4月より200。」以以上の

開き、プラスチック製の注ぎ口は ミ加工された紙パックも回収しま 取り除いてください。内側がアル これまで通り、洗浄したものを

紙製品

製品」として出してください。 ティッシュや菓子などの空箱は開い 4月より回収の対象となりました。 て紐で縛るか、紙袋にまとめて「紙 紙袋にまとめて入れてあるものも

■ごみ出し時の注意点

パック類」「紙製品」「食品トレ イ」「新聞・チラシ」「ダンボー ル」「古着」は回収しません。 い合わせください。 お問い合わせ先 詳しくは、町環境衛生課へお問 雨天時には「本・雑誌」「紙

町環境衛生課 **E** 096-234-1169

096 - 234 -

町環境衛生課

MILK くは環境衛生課へお尋ね ださい ですのでご注意ください。